

令和4年6月市議会総務委員会資料

第66号議案

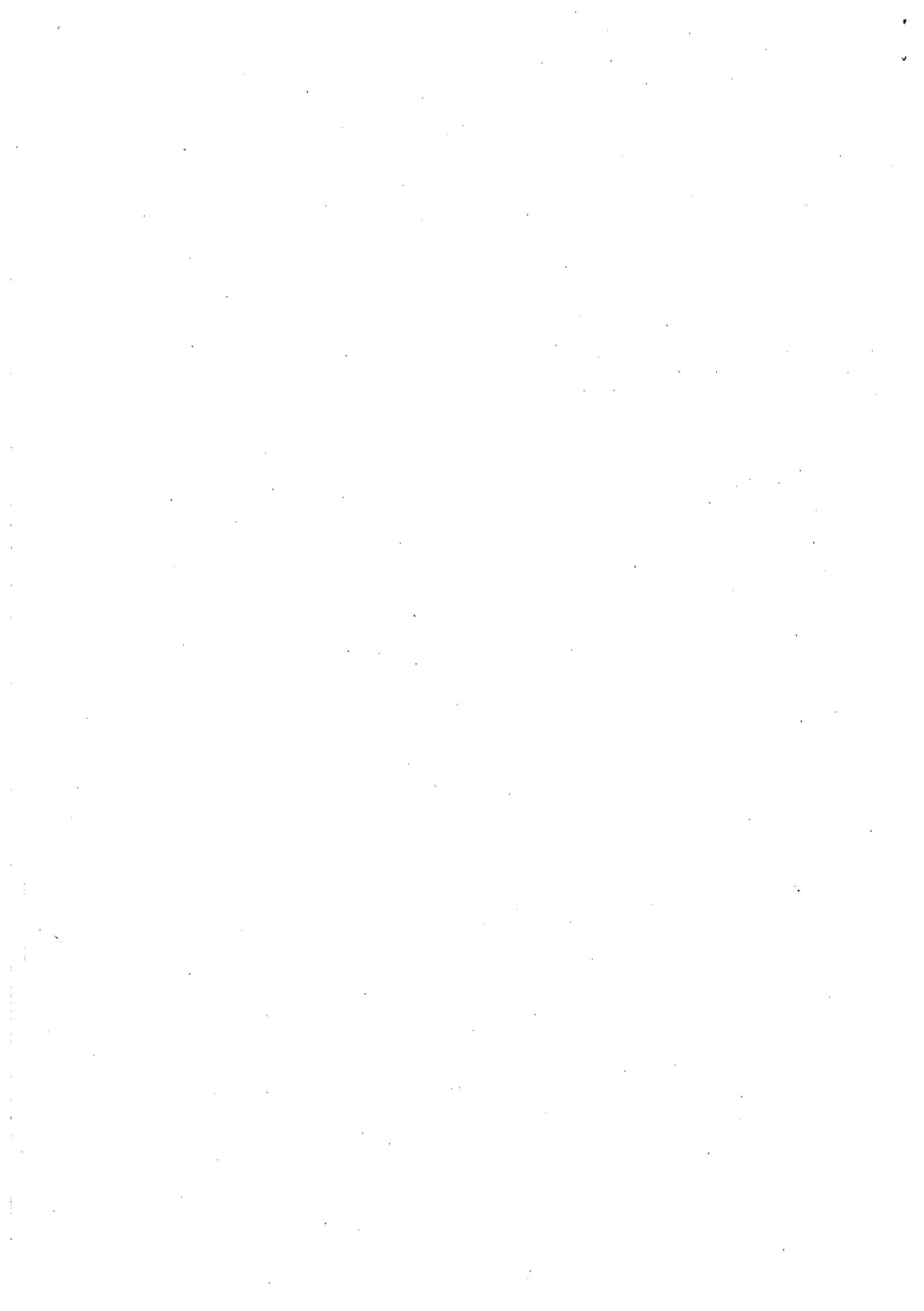
長崎市議会議員及び長崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

目次

- 1 改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ページ
- 2 条例に規定する選挙公営について・・・・・・・・ 2ページ
- 3 新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3～6ページ

選挙管理委員会

令和4年6月



1 改正の概要

(1) 改正理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、長崎市議会議員及び長崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公費の支払に係る限度額等を引き上げようとするもの。

(2) 改正内容

ア 選挙運動用自動車の使用の公営（第4条関係）

一般運送契約以外の契約

区 分	現行	改正（案）	増減
自動車借入れ（1日当たり）	15,800円	16,100円	+300円
燃料供給（1日当たり）	7,560円	7,700円	+140円
運転手雇用（1日当たり）	12,500円	12,500円	変更なし

イ 選挙運動用ビラの作成の公営（第9条及び10条関係）

区 分	現行	改正（案）	増減
作成単価（1枚当たり）	7円51銭	7円73銭	+22銭

ウ 選挙運動用ポスターの作成の公営（第13条関係）

区 分	現行	改正（案）	増減
作成単価（500枚を超える分）	27円50銭	28円35銭	+85銭
定額分	573,030円	586,905円	+13,875円

※ポスター1枚あたり単価の限度額

	652円	667円	+15円
--	------	------	------

(3) 施行日

公布の日

(4) 改正後の影響額

市議候補1人当たり 約17,000円増

市長候補1人当たり 約20,000円増

2 条例に規定する選挙公営について

	公費負担の対象		公費負担の限度額
選挙運動用自動車	一般運送契約 (ハイヤー等)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額(同一の日については、1台に限る。)	各日について、 64,500円
※一般運送契約 またはその他の 契約のいずれか を選択	その他の契約 (一般運送契約 以外、レンタル 等)	自動車借 入契約	選挙運動用自 動車として使 用された各日 の料金の合計 金額(同一の日 については、1 台に限る。)
		燃料供給 の契約	選挙運動用自 動車に供給し た燃料の代金
		運転手の 雇用契約	選挙運動用自 動車の運転業 務に従事した 各日について 支払う報酬の 合計金額(同一 の日について 1人に限る。)
			各日について、 <u>16,100円</u>
			<u>7,700円</u> × 選挙運 動の日数
			各日について、 12,500円
ビラ	当該候補者を通じて、作成単価(単価の限度額以内)に作成枚数(市議選挙4,000枚以内、市長選挙16,000枚以内)を乗じた金額 単価の限度額 <u>7.73円</u>		
ポスター	当該候補者を通じて、作成単価(単価の限度額以内)に作成枚数(ポスター掲示場の数以内)を乗じた金額 単価の限度額(円) = $\{28.35 \times (N - 500) + 586,905\} / N$ N: ポスター掲示場の数		

上記については、供託物が没収されない候補者に限り、条例で定められた限度額内で、その経費の一部が公費で負担されます。

※下線部は、今回の改正部分。

3 新旧対照表

(下線は改正部分)

現行	改正後 (案)
<p>(自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車(同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。)のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が <u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金(当該自動車</p>	<p>(自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車(同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。)のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が <u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金(当該自動車</p>

(これに代わり使用される他の自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあつた日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項又は第127条の規定により投票を行わないこととなつたときは、法第100条第5項の規定による告示の日。第6条において同じ。)までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

(ビラの作成の公費の支払)

第9条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定めるビラの枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第7条後段において

(これに代わり使用される他の自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあつた日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項又は第127条の規定により投票を行わないこととなつたときは、法第100条第5項の規定による告示の日。第6条において同じ。)までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

(ビラの作成の公費の支払)

第9条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定めるビラの枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第7条後段において

準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定によりビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭にビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定めるビラの枚数を超える場合には、同号に定めるビラの枚数)を乗じて得た金額とする。

(ポスターの作成の公費の支払)

第13条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、27円50銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数から500を減じた数を乗じて得た金額に573,030円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて

準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定によりビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円73銭にビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定めるビラの枚数を超える場合には、同号に定めるビラの枚数)を乗じて得た金額とする。

(ポスターの作成の公費の支払)

第13条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、28円35銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数から500を減じた数を乗じて得た金額に586,905円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて

得た金額を、第 11 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

得た金額を、第 11 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市議会議員及び長崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される長崎市議会議員又は長崎市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された長崎市議会議員又は長崎市長の選挙については、なお従前の例による。